

## 一法人複数大学における財務諸表の開示について（案）

## 【概要】

令和元年 5 月の国立大学法人法改正により、国立大学法人において一法人複数大学の制度が導入された。令和 2 年 4 月 1 日には、国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学が統合し、国立大学法人東海国立大学機構となる。

このため、本検討会においても、一法人が複数大学を設置する場合の、財務諸表における開示についてこれまで検討を行ってきたところであり、これまでの議論を踏まえ、以下の開示方法（案）の取扱いとしたい。

なお、国立大学法人の財務諸表については、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条に「国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表という。」を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。）」と定められており、一法人複数大学においても国立大学法人として単一の財務諸表を作成することとなる。

## 【開示方法（案）】

- ◇ 一法人複数大学における大学別の情報については、セグメント情報として開示する。
  - ✓ 「一法人複数大学制度」の活用により、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上が図られることが期待されており、法人としての一体的な運営が進むことが想定される。
  - ✓ 一方で、各大学における活動を把握する観点から、運営状況を示す損益計算書項目については、大学別の数字を開示することが望ましいと考えられる。他の法人形態の開示事例も考慮し、セグメント情報として開示することとする。
- ◇ 大学別に区分するセグメント情報の様式例を実務指針に追加する。なお、大学別に区分することを原則とするが、「原則として次の様式により開示する」旨を記載し、共同で事業を実施する部門等がある場合には特定の大学ではなく法人における部門として任意で追加できるようにする。
- ◇ セグメント情報以外の附属明細書においても、一法人複数大学の大学別内訳を開示することが望ましい項目については開示を行う。（別添「セグメント情報以外の附属明細書における、一法人複数大学の大学別内訳の取扱い

について（案）」参照)

(補足事項)

- ◇ 今後、実際に一法人複数大学の運用が開始され、見直しが必要な事項が生じた場合には、第4期に向けての会計基準の検討の過程等において改訂する。
- ◇ なお、これまでの検討会議で議論となった、セグメント情報の法人共通欄に計上する範囲に関する規定を定めるか等の「法人共通の取扱い」については、一法人複数大学だけではなく全ての国立大学法人に関する事項であることから、第4期に向けての会計基準の検討の中であわせて検討を行うこととする。
- ◇ 実務指針の記載内容については、今後、日本公認会計士協会と詳細を検討の上、結果を委員に共有するものとする。